

千葉県告示第28号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、平成30年1月12日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年1月12日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
誉田町95号線	緑区誉田町2丁目25番11から 緑区誉田町2丁目6番44まで	前	3.81 ～5.15	66.8
		後	5.03 ～13.87	